

## 福島県立医科大学附属病院規程

(平成18年4月1日基本規程第19号)

- 一部改正 平成18年5月24日基本規程第24号
- 一部改正 平成18年10月1日基本規程第25号
- 一部改正 平成19年4月1日基本規程第3号
- 一部改正 平成20年4月1日基本規程第18号
- 一部改正 平成20年6月1日基本規程第19号
- 一部改正 平成21年4月1日基本規程第2号
- 一部改正 平成22年10月1日基本規程第30号
- 一部改正 平成23年4月1日基本規程第6号
- 一部改正 平成24年4月1日基本規程第24号
- 一部改正 平成24年5月7日基本規程第3号
- 一部改正 平成24年6月1日基本規程第5号
- 一部改正 平成25年4月1日基本規程第1号
- 一部改正 平成26年4月1日基本規程第43号
- 一部改正 平成26年7月1日基本規程第3号
- 一部改正 平成26年8月1日基本規程第6号
- 一部改正 平成26年9月1日基本規程第8号
- 一部改正 平成27年4月1日基本規程第5号
- 一部改正 平成27年11月1日基本規程第9号
- 一部改正 平成28年3月1日基本規程第11号
- 一部改正 平成28年4月1日基本規程第2号
- 一部改正 平成28年5月1日基本規程第6号
- 一部改正 平成28年10月1日基本規程第11号
- 一部改正 平成28年11月1日基本規程第16号
- 一部改正 平成29年2月1日基本規程第22号
- 一部改正 平成29年4月1日基本規程第2号
- 一部改正 平成29年6月1日基本規程第23号
- 一部改正 平成30年4月1日基本規程第2号
- 一部改正 平成30年12月1日基本規程第5号
- 一部改正 平成31年1月1日基本規程第5号
- 一部改正 平成31年4月1日基本規程第1号
- 一部改正 令和2年4月1日基本規程第1号
- 一部改正 令和3年4月1日基本規程第3号
- 一部改正 令和4年4月1日基本規程第5号
- 一部改正 令和5年4月1日基本規程第4号
- 一部改正 令和6年7月1日基本規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程(平成18年基本規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、福島県立医科大学附属病院(以下「本院」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本院は、総合的な診療及び保健指導を行い、福島県立医科大学(以下「大学」という。)における臨床医学、看護学及び保健科学の教育及び研究に資することを目的とする。

(病院長)

第3条 本院に、病院長を置く。

- 2 病院長は、院務を掌理する。
- 3 病院長は、別に定めるところにより、理事長が選任する。

(副病院長)

第4条 本院に、病院長を補佐する副病院長を置く。

- 2 副病院長について必要な事項は、別に定める。

(病院長特別補佐)

第4条の2 本院に、病院長を補佐する病院長特別補佐を置く。

- 2 病院長特別補佐は、病院長の特別の命を受け、担当する業務について、病院長を補佐する。

(病院長補佐)

第4条の3 本院に、病院長を補佐する病院長補佐を置く。

- 2 病院長補佐は、病院長の命を受け、担当する業務について、病院長を補佐する。

(診療科)

第5条 本院の診療科(以下「科」という。)は、別表のとおりとする。

(部長及び副部長)

第6条 前条に規定するそれぞれの科に、部長及び副部長を置く。

- 2 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって充てる。
- 3 部長は、病院長の命を受け、当該科の診療及び管理運営に関する業務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐して科の業務を整理し、部長不在のときは、その職務を代行する。

(診療)

第7条 本院における診療は、大学の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)である教員及び本院専任の医師等が行う。

- 2 大学の大学院生又は研究生で医師等の資格を有する者は、本院の患者を診療することができる。
- 3 本院の研修登録医は、指導教員の実地指導の下に、自らが紹介した患者を診療することができる。
- 4 本院の臨床修練外国医師又は外国歯科医師は、臨床修練のため、臨床修練指導医の指導の下に、本院の患者を診療することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、別に定めるところにより病院長の許可を得た者は、本院において教育研究上必要な診療を行うことができる。

(中央診療施設)

第8条 本院に、中央診療施設として、次の各号に掲げる部及びセンターを置き、当該各号に定める業務を処理する。

- (1) 検 査 部 臨床検査に関すること
- (2) 放 射 線 部 放射線等による診療に関すること

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| (3) 手術部               | 手術に関すること            |
| (4) 集中治療部             | 集中治療に関すること          |
| (5) 総合周産期母子医療センター     | 総合周産期母子医療に関すること     |
| (6) 病理部               | 病理解剖及び病理学的診断に関すること  |
| (7) 輸血・移植免疫部          | 輸血及び移植免疫に関すること      |
| (8) 内視鏡診療部            | 内視鏡診療に関すること         |
| (9) リハビリテーションセンター     | リハビリテーションに関すること     |
| (10) 救命救急センター         | 救命救急医療に関すること        |
| (11) 臨床腫瘍センター         | 外来化学療法、緩和ケア等に関すること  |
| (12) 臨床工学センター         | 臨床工学に関すること          |
| (13) 人工透析センター         | 人工透析に関すること          |
| (14) 痛み緩和医療センター       | 痛み緩和医療に関すること        |
| (15) 甲状腺・内分泌診療センター    | 甲状腺・内分泌診療に関すること     |
| (16) 人工関節センター         | 人工関節に関すること          |
| (17) 遺伝診療部            | 遺伝診療に関すること          |
| (18) こども医療センター        | こども医療に関すること         |
| (19) 脳疾患センター          | 脳疾患診療に関すること         |
| (20) 移植医療部            | 移植医療に関すること          |
| (21) 心臓血管センター         | 心臓血管診療に関すること        |
| (22) 小児・AYAがん長期支援センター | 小児・AYAがんの長期支援に関すること |
| (23) がんゲノム医療診療部       | がんゲノム医療に関すること       |
| (24) 生殖医療センター         | 生殖医療に関すること          |
| (25) 先端的低侵襲手術センター     | 先端的な低侵襲手術に関すること     |
| (26) 呼吸器センター          | 呼吸器診療に関すること         |
| (27) 栄養管理部            | 栄養管理に関すること          |
| (28) 材料部              | 医療材料に関すること          |
| (29) 臨床研究教育推進部        | 臨床研究教育推進に関すること      |

2 前項の各部及びセンターにおける業務分掌は、別に定める。

(中央診療施設の部長、副部長等)

第9条 中央診療施設の各部及びセンターに部長又はセンター長（以下「部長等」という。）及び副部長又はセンター次長（以下「副部長等」という。）を、臨床腫瘍センターに部門長を、検査部に部長補佐を、検査部、放射線部、リハビリテーションセンター及び臨床工学センターに技師長及び副技師長を、検査部、放射線部、リハビリテーションセンター及び薬剤部に係長を置く。

2 部長等及び副部長等、部門長、部長補佐は常勤の教職員をもって、技師長は技術職員をもって充てる。

3 部長等は、病院長の命を受け、当該部及びセンターの業務を掌理する。

- 4 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 5 部門長は、上司の命を受け、その部門の業務を処理する。
- 6 部長補佐は、上司の命を受け、担当する業務について、部長を補佐する。
- 7 技師長は、上司の命を受け、その部の業務を処理する。
- 8 副技師長は、技師長を補佐し、その部の業務を処理する。
- 9 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(医療安全管理部及び医療安全管理部長等)

第10条 本院に医療安全管理部を置き、医療の安全管理に関する業務を処理する。

- 2 医療安全管理部に部長、副部長及び看護師長を置く。また、必要に応じ、副看護師長を置く。
- 3 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって、看護師長及び副看護師長は、技術職員をもって充てる。
- 4 部長は、病院長の命を受け、医療安全管理部の業務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 6 看護師長は、上司の命を受け、医療安全管理部の業務を分掌して処理する。
- 7 副看護師長は、看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。
- 8 医療安全管理部における業務分掌は、別に定める。

(感染制御部及び感染制御部長等)

第10条の2 本院に感染制御部を置き、感染制御に関する業務を処理する。

- 2 感染制御部に部長、副部長及び看護師長を置く。また、必要に応じ、副看護師長を置く。
- 3 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって、看護師長及び副看護師長は、技術職員をもって充てる。
- 4 部長は、病院長の命を受け、感染制御部の業務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 6 看護師長は、上司の命を受け、感染制御部の業務を分掌して処理する。
- 7 副看護師長は、看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。
- 8 感染制御部における業務分掌は、別に定める。

(医療情報部及び医療情報部長等)

第10条の3 本院に医療情報部を置き、医療情報に関する業務を処理する。

- 2 医療情報部に部長、副部長及び係長を置く。
- 3 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって充てる。
- 4 部長は、病院長の命を受け、医療情報部の業務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 6 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 医療情報部における業務分掌は、別に定める。

(患者サポートセンター及び患者サポートセンター部長等)

第10条の4 本院に患者サポートセンターを置き、病病・病診連携に関する業務を処理する。

- 2 患者サポートセンターに部長、副部長及び看護師長を置く。また、必要に応じ、副看護師長を置く。
- 3 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって、看護師長及び副看護師長は、技術職員をもって充てる。
- 4 部長は、病院長の命を受け、患者サポートセンターの業務を掌理する。

- 5 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 6 看護師長は、上司の命を受け、患者サポートセンターの業務を分掌して処理する。
- 7 副看護師長は、看護師長を補佐し、担任の業務を処理する。
- 8 患者サポートセンターにおける業務分掌は、別に定める。

(ふたば救急総合医療支援センター及びふたば救急総合医療支援センター長等)

第10条の5 本院にふたば救急総合医療支援センターを置き、双葉地方の救急総合医療支援に関する業務を処理する。

- 2 ふたば救急総合医療支援センターにセンター長、副センター長を置く。
- 3 センター長は、病院長の命を受け、ふたば救急総合医療支援センターの業務を掌理する。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在のときは、その職務を代行する。
- 5 ふたば救急総合医療支援センターにおける業務分掌は、別に定める。

(災害医療部及び災害医療部長等)

第10条の6 本院に災害医療部を置き、災害医療に関する業務を処理する。

2 災害医療部の内部組織として、次の各号に掲げるセンターを置き、当該各号に定める業務を処理する。

- (1) 基幹災害医療センター 大規模災害時の医療活動に関すること
- (2) 原子力災害医療・総合支援センター 原子力災害医療・総合支援に関すること
- (3) 高度被ばく医療支援センター 高度被ばく医療支援に関すること
- (4) 原子力災害拠点センター 原子力災害拠点病院に関すること
- (5) 放射線災害医療センター 放射線災害医療に関すること
- (6) 事務部 災害医療部の事務に関すること

3 災害医療部に部長、副部長を、基幹災害医療センター、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センター、原子力災害拠点センター及び放射線災害医療センターにセンター長、副センター長を、事務部に事務部長をそれぞれ置く。

- 4 部長、副部長、センター長、副センター長及び事務部長は、常勤の教職員をもって充てる。
- 5 部長は、病院長の命を受け、災害医療部の業務を掌理する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 7 センター長及び事務部長は、上司の命を受け、災害医療部の業務を分掌して処理する。
- 8 副センター長は、センター長を補佐し、担任の災害医療業務を処理する。
- 9 災害医療部における業務分掌は、別に定める。

(臨床研究管理部及び臨床研究管理部長等)

第10条の7 本院に臨床研究管理部を置き、臨床研究法に基づく臨床研究の病院長による管理等に関する業務を処理する。

- 2 臨床研究管理部に部長、副部長を置く。
- 3 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって充てる。
- 4 部長は、病院長の命を受け、臨床研究管理部の業務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 6 臨床研究管理部における業務分掌は、別に定める。

(病院経営戦略部及び病院経営戦略部長等)

第10条の8 本院に病院経営戦略部を置き、経営戦略に関する業務を処理する。

- 2 病院経営戦略部に部長、副部長を置く。
- 3 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって充てる。
- 4 部長は、病院長の命を受け、病院経営戦略部の業務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 6 病院経営戦略部における業務分掌は、別に定める。

(臨床医学教育研修センター及び臨床医学教育研修センター部長等)

第10条の9 本院に臨床医学教育研修センターを置き、臨床研修医の院内における管理、支援に関する業務を処理する。

- 2 臨床医学教育研修センターに部長、副部長を置く。
- 3 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって充てる。
- 4 部長は、病院長の命を受け、臨床医学教育研修センターの業務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 6 臨床医学教育研修センターにおける業務分掌は、別に定める。

(性差医療センター及び性差医療センター部長)

第10条の10 本院に性差医療センターを置き、性差医療に関する業務を処理する。

- 2 性差医療センターに部長、副部長を置く。
- 3 部長及び副部長は、常勤の教職員をもって充てる。
- 4 部長は、病院長の命を受け、性差医療センターの業務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 6 性差医療センターにおける業務分掌は、別に定める。

(臨床研究センター及び臨床研究センター長等)

第11条 本院に臨床研究センターを置き、臨床研究に関する業務を処理する。

- 2 臨床研究センターの内部組織として、次の各号に掲げる部門を置き、臨床研究に関する業務を処理する。
  - (1) 教育・相談部門 臨床研究及び治験の実施に向けた教育・相談に関すること
  - (2) 実施支援部門 臨床研究及び治験の実施支援並びに治験に係る事務に関すること
  - (3) 事務部門 臨床研究に係る事務及び管理事務に関すること
- 3 臨床研究センターにセンター長及び副センター長を、教育・相談部門、実施支援部門、事務部門に部門長及び副部門長をそれぞれ置く。
- 4 センター長、副センター長、部門長及び副部門長は、常勤の教職員をもって充てる。
- 5 センター長は、病院長の命を受け、臨床研究センターの業務を掌理する。
- 6 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在のときは、その職務を代行する。
- 7 部門長は、上司の命を受け、臨床研究センターの業務を分掌して処理する。
- 8 副部門長は、部門長を補佐し、担任の臨床研究業務を処理する。
- 9 臨床研究センターにおける業務分掌は、別に定める。

(診療支援部及び診療支援部長等)

第11条の2 本院に診療支援部を置き、診療支援に関する業務を処理する。

- 2 診療支援部に部長、副部長を置き、部長は副病院長(中央診療施設機能強化担当)を、副部長は常勤の教職員をもって充てる。
- 3 部長は、病院長の命を受け、診療支援部の業務を掌理する。

- 4 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 5 診療支援部における業務分掌は、別に定める。

(看護部及び看護部長等)

第12条 本院に看護部を置き、看護に関する業務を処理する。

- 2 看護部に部長、副部長、看護師長、助産師長、副看護師長及び副助産師長を置き、部長は副病院長(医療連携・患者サービス・病院機能改善担当)を、副部長は常勤の教職員を、看護師長、助産師長、副看護師長及び副助産師長は技術職員をもって充てる。
- 3 部長は、病院長の命を受け、看護部の業務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 5 看護師長及び助産師長は、上司の命を受け、看護部の業務を分掌して処理する。
- 6 副看護師長及び副助産師長は、看護師長又は助産師長を補佐し、担任の看護業務を処理する。
- 7 看護部における業務分掌は、別に定める。

(薬剤部及び薬剤部長等)

第13条 本院に薬剤部を置き、調剤、製剤その他薬剤に関する業務を処理する。

- 2 薬剤部に部長及び副部長を置き、部長は常勤の教職員をもって、副部長は技術職員をもって充てる。
- 3 部長は、病院長の命を受け、薬剤部の業務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 5 薬剤部における業務分掌は、別に定める。

(運営・管理部)

第14条 本院に運営・管理部を置く。

- 2 運営・管理部は事務局次長(業務担当)及び病院管理課、医事課の職員をもって充てる。
- 3 事務局次長(業務担当)は、病院長の命を受け、運営・管理部の業務を掌理する。
- 4 本院の事務については、公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程(平成18年4月1日基本規程第1号)の定めるところによる。

(職の任命等)

第15条 この規程に定める本院における職については、病院長の内申により理事長が任命する。

- 2 副病院長、部長(事務部長を除く。以下この条において同じ。)及び所長、センター長は、病院長が選考する。
- 3 副部長は部長が、次長は所長が、センター次長及び部門長はセンター長が、部長補佐は部長が選考する。
- 4 部長、所長、センター長、副部長、次長、センター次長、部門長、部長補佐の任期は、就任した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期の末日を超えないものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、本院専任の教職員をもって充てる職については、当該職に係る任期は定めないものとする。

(病院経営企画会議等)

第16条 本院の円滑な運営を図るため、次に掲げる会議を置く。

- (1) 病院経営企画会議
- (2) 病院運営連絡会議

- (3) 部長会
- (4) 副部長会
- (5) 看護師長会

- 2 病院経営企画会議は、本院の管理運営に関する調整、協議を行う。
- 3 病院運営連絡会議は、本院の運営に関する情報交換等を行う。
- 4 部長会は、本院の管理運営に関する重要事項を協議する。
- 5 副部長会は、診療に関する事項を協議する。
- 6 看護師長会は、看護に関する事項を協議する。
- 7 病院長が必要と認めたときは、副部長会並びに看護師長会を合同で開催することができる。
- 8 第1項に規定する会議の運営及び構成員に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本院の管理運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成18年5月24日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則

この基本規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成24年5月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。



附 則

この基本規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基本規程は、令和6年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

循環器内科
血液内科
消化器内科
リウマチ・膠原病内科
腎臓・高血圧内科
糖尿病・内分泌代謝内科
脳神経内科
呼吸器内科
漢方内科
腫瘍内科
総合内科
呼吸器外科
消化管外科

肝胆膵・移植外科  
乳腺外科  
小児外科  
甲状腺・内分泌内科  
甲状腺・内分泌外科  
心臓血管外科  
脳神経外科  
整形外科  
形成外科  
産科  
婦人科  
小児科  
小児腫瘍内科  
眼科  
皮膚科  
泌尿器科・副腎内分泌外科  
耳鼻咽喉科・頭頸部外科  
心身医療科  
放射線科  
放射線治療科  
核医学科  
麻酔・疼痛緩和科  
病理診断科  
歯科口腔外科  
救急科  
リハビリテーション科